



平成23年 2月15日

各 位

会社名	タカラバイオ株式会社 (コード番号4974 東証マザーズ)
本社所在地	滋賀県大津市瀬田三丁目4番1号
代表者	代表取締役社長 仲尾 功 一
問合せ先	代表取締役副社長 木村 睦
TEL	(077) 543-7212
URL	http://www.takara-bio.co.jp/

株式の分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年2月15日開催の取締役会において、下記のとおり、株式の分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の分割および単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式の分割を行います。

また、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株へ統一することを最終的な目標として全国証券取引所が平成19年11月27日付にて公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度の採用を同時に行います。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用により、実質的な投資単位は現在の4分の1になります。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成23年3月31日（木曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき400株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成23年3月31日（木曜日）最終の発行済株式総数に399を乗じた株式数といたします。

※参考：平成23年2月15日現在の発行済株式総数をもって計算した場合

分割前の発行済株式総数	282,239株
分割により増加する株式数	112,613,361株
分割後の発行済株式総数	112,895,600株
分割後の発行可能株式総数	400,000,000株

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|-----------------|
| ①取締役会決議日 | 平成23年2月15日（火曜日） |
| ②基準日公告日 | 平成23年3月15日（火曜日） |
| ③基準日 | 平成23年3月31日（木曜日） |
| ④効力発生日 | 平成23年4月1日（金曜日） |

(4) 新株予約権の権利行使時における1株当たりの払込金額の調整

上記株式の分割に伴い、当社が平成15年9月19日開催の臨時株主総会決議ならびに平成15年9月19日開催または平成16年5月17日開催の取締役会決議に基づき発行している新株予約権（ストックオプション）の権利行使時における1株当たりの払込金額（行使価額）を、平成23年4月1日（金曜日）以降、次のとおり調整いたします。

新株予約権名称	取締役会による発行決議日	発行日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成15年9月19日	平成15年9月19日	200,000円	500円
第2回新株予約権	平成15年9月19日	平成15年9月19日	200,000円	500円
第3回新株予約権	平成16年5月17日	平成16年5月17日	200,000円	500円
第4回新株予約権	平成16年5月17日	平成16年5月17日	200,000円	500円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式の分割と同時に単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成23年4月1日（金曜日）

※平成23年3月29日（火曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位が1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式の分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、当社定款の一部変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000株</u> とする。 ＜新設＞ 第7条～第35条 ＜条文記載省略＞	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000,000株</u> とする。 <u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 第8条～第36条 ＜上記第7条の新設に伴い、現行定款第7条から第35条まで条数を1条ずつ繰り下げる。条文は現行どおり＞

(3) 変更の日程

変更の効力発生日 平成23年4月1日（金曜日）

以上